

鳥取県子ども・子育て 支援事業支援計画

平成27年5月 策定
(平成30年5月 改訂)

鳥取県

目次

第1 総論	
1 計画の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画期間	1
4 計画の点検及び評価	1
5 計画の見直しの時期	1
第2 各論	
1 区域の設定	4
(1) 基本的考え方	4
(2) 県設定区域の内容	4
2 教育・保育の提供体制の確保	5
(1) 教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容に関する基本的考え方	5
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保の内容	5
(3) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方	7
(4) 新たな保育の受け皿の活用	9
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進	9
(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方	9
(2) 教育・保育の役割	9
(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携	10
4 教育・保育及び地域型保育事業に従事する者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上	11
(1) 保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修等の実施	11
(2) 保育士・幼稚園教諭等の人材確保支援	12
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携	13
(1) 児童虐待防止対策の充実	13
(2) 社会的養護体制の充実	14
(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	15
(4) 障がい児施策の充実等	16
(5) 子どもの貧困対策の推進	16
6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	17
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）	17
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	17
7 教育・保育情報の公表	17
8 子育て支援等に関する施策の着実な推進	17
別表1 教育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期	18
別表2 保育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期	21
別表3 認定こども園の目標設置数及び設置時期	36
資料1 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の策定経過	37
資料2 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に参画した委員名簿	38

(用語の定義)	
基本指針	…… 子ども・子育て支援法第60条第1項に基づき国が定める基本的な指針。（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、平成26年内閣府告示第159号）
確認を受けない幼稚園	…… 子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく施設型給付費の支給に係る施設として市町村長からの <u>確認を受けない幼稚園</u>
企業主導型保育施設	…… 子ども・子育て支援法第59条の2による仕事・子育て両立支援事業として、国から支援を受け設置・運営される認可外の事業所内保育施設。（平成28年度創設）

第1 総論

1 計画の趣旨

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の達成に資するため、県として各市町村を通じる広域的な見地から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する支援等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な事項を定めるものです。

2 計画の基本理念

法では、子どもの育ちと子育ての支援等のための施策は、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的とすることが規定されました。

その基本理念として、次のことが規定されています。

- (1) 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- (2) 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ。
- (3) 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

本県では、法が規定する基本理念を踏まえつつ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備等の円滑な実施が図られるようにするために、子育て王国とつり条例に規定する以下の基本的理念に立って、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画を定めます。

(1) 状況に応じた最良の支援

子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにします。

(2) 子どもの貧困対策

貧困が次の世代に連鎖しないようにします。

(3) 適切な役割分担と連携協力

県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力していきます。

(4) 個人の価値観の十分な尊重

結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮します。

(5) 地域の特性の十分な発揮

地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かします。

3 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の点検及び評価

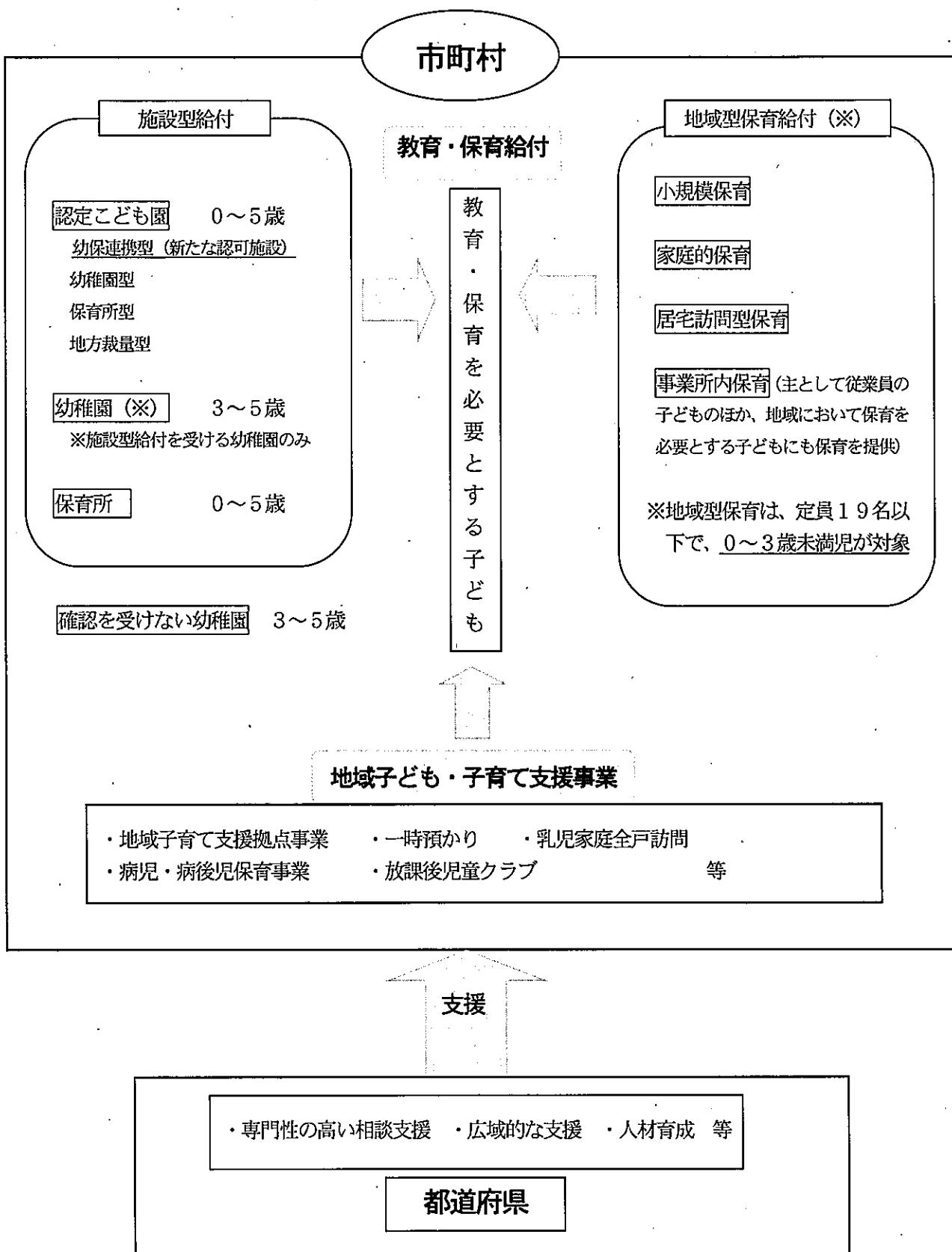
子育て王国とつり会議を中心に、この計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して計画の進行・評価を行い、その内容についてインターネットなどにより公表します。

5 計画の見直しの時期

本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しを行います。なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間（平成31年度まで）とします。

【参考】 子ども・子育て支援に係る体系図

【図1：子ども・子育て支援法の体系図】



【図2：子ども・子育て支援法に規定する事業】

保育・教育給付	認定区分	認定要件		受入施設	
		1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの		
		2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの		
		3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの		
地域子ども・子育て支援事業	事業名	事業内容			
	①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報等の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する			
	②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う			
	③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する			
	④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う			
	⑤・養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う			
	・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する			
	⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）			
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う			
	⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う			
	⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する			
	⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する			
	⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える			
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する			
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る			

第2 各論

1 区域の設定

法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域（以下「市町村設定区域」という。）を勘案して、県が定める区域（以下「県設定区域（※）」という。）について、以下のとおり定めます。

（※）県設定区域とは、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位であり、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準の1つとなるものです。

（1）基本的考え方

県設定区域の設定に際し、以下の点を勘案しています。

- 市町村が定める教育・保育提供区域
- 隣接市町村間等における広域利用等の実態

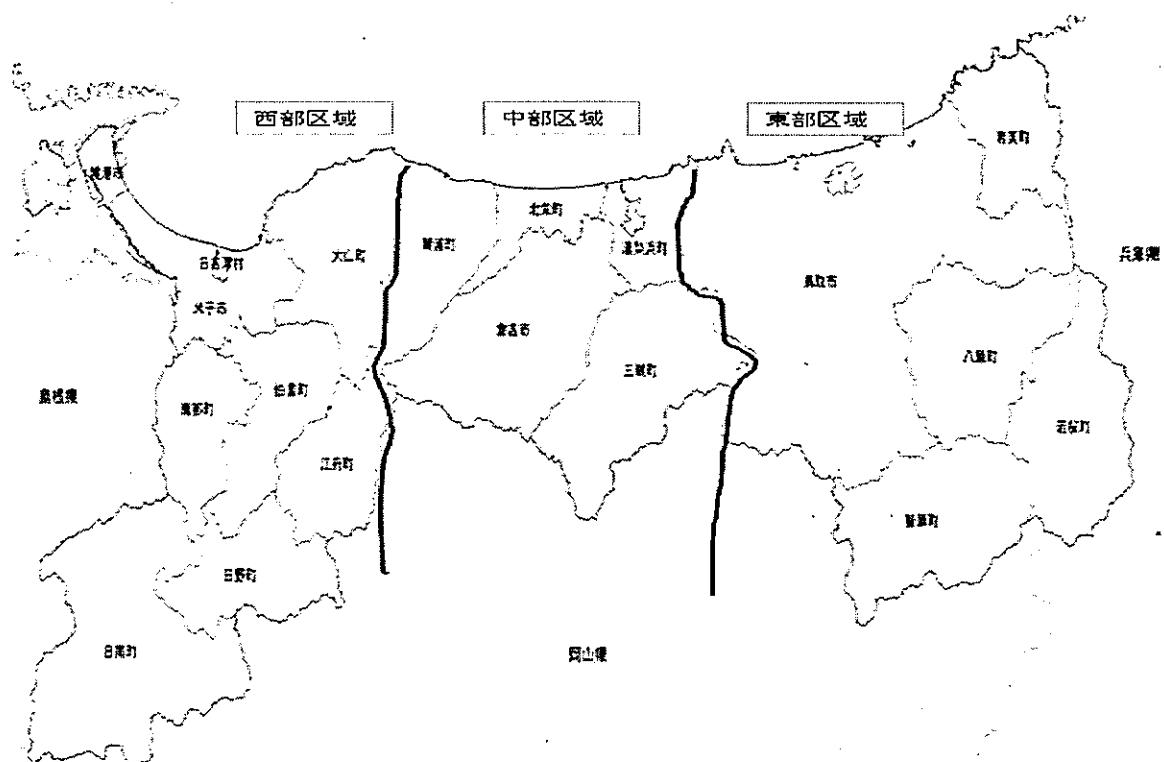
（2）県設定区域の内容

上記（1）の基本的考え方に基づき、県設定区域は、教育と保育とを区分し、以下のとおりとします。

ア 教育

私立幼稚園において、各圏域で広域的な利用が行われていることを踏まえ、以下の3区域を設定します。

県設定区域	対象市町村
東部区域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部区域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部区域	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町



イ 保育

児童福祉法第24条第1項に規定されている市町村の保育の実施義務に基づいて、各市町村が、保育所の施設整備・統廃合等を計画的に実施してきている現状及び市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみである実態等を踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

2 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容に関する基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定にあたり、住民に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施し、その結果や子ども・子育て会議での審議を踏まえて、最終的に認定区分（※）ごとに量の見込みとその確保策を定めています。

※認定区分とは、法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分です。
(詳細は、3ページの図2を参照)

これを踏まえ、本計画における教育・保育の量の見込み・確保策の算定に当たっては、以下の考え方に基づいて定めます。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本とする。
- 広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を行う。
- 各年度において、市町村と定期的な情報交換を行い、量の見込みが全て確保されるよう連携・調整を図る。

なお、計画期間の中間年（平成29年）を目安として、保育所等を利用する実際の子どもの数が、計画による「量の見込み」と大きく乖離している場合など、必要な場合には市町村計画を見直すこととされており、平成30年度以降の数値は、当該見直し後の各市町村の計画数値を集計したものとなります。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保の内容

(1) の基本的考え方を踏まえた各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の県全域の内容については、以下のとおりです。（区域ごとの内容については、別表1及び別表2のとおりです。）

なお、計画中の量の見込みは、年度中途の潜在的な需要も含めたものであり、また、量の見込みに対し確保の内容が不足している部分についても、定員弾力化による一定の受入が可能であるため、現実の待機児童の発生状況と必ずしも一致するものではありません。

【参考】本県の待機児童の状況

本県では、平成18年度以降、4月1日現在の待機児童は発生していませんが、年度中途においては、一定の待機児童が発生している状況です。

(単位：人)

	4月1日現在	10月1日現在
平成22年度	0	32
平成23年度	0	29
平成24年度	0	96
平成25年度	0	74
平成26年度	0	89
平成27年度	0	56
平成28年度	0	82
平成29年度	0	116

ア 教育

(単位:人)

年 度	区 分		1号認定	.2号認定 (教育)	合 計
平成26 (参考)	実績見込み		3,888	—	3,888
平成27年	量の見込み①		2,457	1,749	4,203
	確保の 内 容	教育・保育施設			1,826
		確認を受けない 幼稚園			4,042
		計②			5,868
	差引②-①				1,665
平成28年	量の見込み①		2,414	1,703	4,117
	確保の 内 容	教育・保育施設			1,808
		確認を受けない 幼稚園			4,040
		計②			5,848
	差引②-①				1,731
平成29年	量の見込み①		2,434	1,714	4,148
	確保の 内 容	教育・保育施設			1,790
		確認を受けない 幼稚園			4,027
		計②			5,817
	差引②-①				1,669

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかについては、個別には不明であるため、「確保の内容」は、合計のみ記載。

年 度	区 分		1号認定
平成30年	量の見込み①		2,966
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,608
		確認を受けない幼稚園	2,119
		計②	3,727
	差引②-①		761
平成31年	量の見込み①		2,962
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,609
		確認を受けない幼稚園	2,116
		計②	3,725
	差引②-①		763

イ 保育

(単位:人)

年 度	区 分	2号認定 (保育)	3号認定		合 計
			1・2歳児	0歳児	
平成26年 (参考)	実績見込み	10,347	6,050	1,581	17,978
平成27年	量の見込み①	9,798	6,277	1,965	18,040
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,285	5,753	17,697
	地域型保育事業		117	28	145
	届出保育施設	160	212	65	437
	計②	10,445	6,082	1,752	18,279
	差引②-①	647	▲195	▲213	239
平成28年	量の見込み①	9,618	6,448	1,954	18,020
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,214	5,810	17,723
	地域型保育事業		142	41	183
	届出保育施設	158	212	65	435
	計②	10,372	6,164	1,805	18,341
	差引②-①	754	▲284	▲149	321
平成29年	量の見込み①	9,655	6,381	1,921	17,957
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,447	6,092	18,291
	地域型保育事業		155	47	202
	届出保育施設	160	212	65	437
	計②	10,607	6,459	1,864	18,930
	差引②-①	952	78	▲57	973

年 度	区 分	2号認定	3号認定		合 計
			1・2歳児	0歳児	
平成30年	量の見込み①	10,936	6,583	2,000	19,519
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,731	6,138	18,703
	地域型保育事業		482	182	664
	届出保育施設等	817	20	0	837
	計②	11,548	6,640	2,016	20,204
	差引②-①	612	57	16	685
平成31年	量の見込み①	10,894	6,545	1,983	19,422
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,740	6,181	18,748
	地域型保育事業		482	182	664
	届出保育施設等	817	20	0	837
	計②	11,557	6,683	2,009	20,249
	差引②-①	663	138	26	827

※「確保の内容」に記載されている届出保育施設等については、自治体から一定の財政支援を受けている施設及び企業主導型保育施設などに限る。

(3) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

「量の見込み」に対する確保を適切に行い、円滑に推進していくため、教育・保育施設の県の認可及び認定に係る需給調整については、国の基本指針に基づき以下のとおりとします。

ア 基本的考え方

○県は、認可・認定の申請があった教育・保育施設が適格性、認可基準を満たす場合は、原則、認可・認定する。

○ただし、支給認定の区分ごとに、県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計

画で定める量の見込み（必要利用定員総数）に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認められるとき（※1）は市町村の意向を踏まえた上で、認可・認定しないこともある。

【教育・保育施設の認可・認定に関する基本的考え方】

需要（量の見込み＝必要利用定員総数）>供給（利用定員の総数（※）） ⇒ 原則認可（認定）

需要（量の見込み＝必要利用定員総数）<供給（利用定員の総数（※）） ⇒ 需給調整（認可・認定しない場合もある）
※確認を受けない幼稚園も含む。

イ 上記ア（基本的考え方）の例外

上記ア（基本的考え方）に関わらず、本計画の円滑な推進の観点から、以下の（ア）～（エ）の需給調整を行うこととします。

（ア）市町村計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

○市町村が各市町村計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、それら以外の教育・保育施設の認可又は認定の申請があった時で、アの（※1）に該当するときは、県は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことがある。

○なお、この場合においても、支給認定を受けた人数が、県計画で定めた当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、県は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行う。

（イ）幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

県は、認定こども園の普及を図る観点から、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を目指す場合は、以下のとおりの調整を行います。

○県は、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、その幼稚園が所在する県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数（2号認定・3号認定に係るもの）が、量の見込みに『県計画で定める数（※2）』を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

○同様に、県は、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、その保育所が所在する県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数（1号認定に係るもの）が、量の見込みに『県計画で定める数（※2）』を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

【既存施設が認定こども園へ移行する場合の認可・認定の取扱】

需要（量の見込み＝必要利用定員総数）+県計画で定める数 >供給（利用定員の総数（※））
⇒ 原則認可（認定）

需要（量の見込み＝必要利用定員総数）+県計画で定める数 <供給（利用定員の総数（※））
⇒ 需給調整（認可・認定しない場合もある）

※ 確認を受けない幼稚園も含む。

※2 認定こども園の普及を図る観点から、既存施設が認定こども園への移行を希望する場合は、特段の事情がない限り全て移行できるよう、「県計画で定める数」は、当分の間、「利用定員の総数と量の見込みが同数以上になるために必要な数」とする。

（ウ）確認を受けない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

○県は、教育・保育施設の認可又は認定の申請があった場合において、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の教育・保育施設の利用定員の総数（1号認定に係るもの）及び確認を受けない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区

域における当該年度の教育・保育施設に係る必要利用定員総数（1号認定）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認められるときは、認可又は認定をしないこともある。

(工) 所年度の翌年度の必要利用定員総数による需給調整

○県は、教育・保育施設の認可又は認定の申請に係る需給調整において、待機児童が開所年度以降も引き続き発生することが予想されており、保育の受け皿整備が必要な場合（開所年度の翌年度の必要利用定員総数が開所年度の必要利用定員総数を上回っている場合）には、開所年度の翌年度の必要利用定員総数により需給調整を行うこととする。

(4) 新たな保育の受け皿の活用

各年度における必要利用定員数を確実に確保し、待機児童の解消に繋げるため、企業主導型保育施設における地域枠や幼稚園における預かり保育の充実及び2歳児受入れなども、新たな確保策として活用します。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう、県は、以下のとおり認定こども園の普及に努めます。

ア 認定こども園の目標設置数及び設置時期

各市町村及び各施設の意向を踏まえた認定こども園の目標設置数等は、以下のとおりです。（区域ごとの内容については、別表3のとおりです。）

（単位：箇所）

類型	平成26年度施設数 (4月1日現在)	平成29年度施設数 (4月1日現在)	平成31年度末施設数
幼保連携型	11	26	35
幼稚園型	1	0	5
保育所型	5	8	10
地方裁量型	0	0	0
合計	17	34	50

イ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所を支援するため、県は、市町村と連携し、施設に対する情報提供や相談支援を行うとともに、国の制度を活用しながら財政面等で以下の支援を行います。

支援内容	概要
運営費	認定こども園の運営に要する経費を施設型給付等により支援する。
施設整備	認定こども園を目指す幼稚園・保育所の追加となる機能部分に係る施設整備費を支援する。
その他 (人材確保・普及促進等)	認定こども園の職員に求められる保育教諭資格の取得を支援する。

(2) 教育・保育の役割

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるよう、子育て王国とつり条例の規定に則して以下のとおり、県・市町村・保護者が、それぞれの役割に応じた取り組みに努めることとします。

主体	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・第1の2「計画の基本理念」(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。 ・子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。 ・市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるものとする。 ・基本理念に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本理念にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるものとする。 ・県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。 ・上記の役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。
子育て支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。 ・子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、子ども及び子育てに対する关心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。
事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。 ・職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。

上記の役割分担を踏まえ、子ども・子育て支援給付に関する本県独自の取組として、

- ・第3子以降の保育料無償化など保護者の経済的負担の軽減
 - ・本県の自然を活用した保育・教育への支援
 - ・国基準を超えて保育士を配置する施設への支援
- に取り組みます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携

県は、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進を図るため、以下のとおり取り組みます。

○幼保小連携の推進

就学前段階から小学校への円滑な接続を推進するため、以下の取組を行います。

- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実及び発展
- ・子どもの情緒の安定と主体的な活動を促す環境づくりの支援
- ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との間で、生活状況や発達の特性に応じた課題を共有できる体制づくりの整備

○施設の垣根を越えた相互理解・研修の充実

認定こども園、幼稚園及び保育所並びに地域型保育事業を行う者同士の相互の理解、連携を推進するため、施設間相互の訪問研修や合同研修等、施設の垣根を越えた取組を実施します。

4 教育・保育及び地域型保育事業に従事する者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、県、市町村及び事業者は、教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要です。

県は、このための中心的な役割を担っていることに鑑み、以下のとおり保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上に取り組みます。

(1) 保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修等の実施

近年の少子化や保護者の就労形態の変化等に伴って、各市町村では幼稚園・保育所の統廃合、認定こども園への移行が進んでおり、各施設でも、施設の区分に関係なく質の高い教育・保育の提供と子育ての支援が求められている現状を踏まえ、本県では、保育士・幼稚園教諭間で参加者の区分を設定せずに、届出保育施設や子育て支援センター等の職員も含めて合同で研修を行っており、引き続き、以下の体系で幼稚園・保育所・認定こども園の相互理解や指導力の向上を図ります。

また、各施設への訪問指導の充実も進め、教育・保育のさらなる質の向上を図ります。

【保育士・幼稚園教諭等向け研修等の主なもの（平成29年度実施）】

区分	研修等名	実施主体
専門研修	保育所保育指針実践研修	県(子育て応援課)、県教委(鳥取県幼児教育センター)
	保護者・家庭支援従事者研修	
	保育所・幼稚園リーダー養成研修	県(委託)
	人権・同和保育研修	
	乳児保育担当者研修	
	障がい児保育担当者研修	
	幼児教育（全3回）	県教委(教育センター)
	幼児教育・園長研修	
	幼稚園教育課程等研究協議会	県教委(鳥取県幼児教育センター)
	小学校教職員等幼保小連携推進研修会	
階層別研修	幼稚園教員・保育士等の合同研修会 (東部・中部・西部の県内3地区で実施)	
	食育研修	子ども家庭育み協会
	非正規保育士スキルアップ研修会	県(子育て応援課)、県教委(鳥取県幼児教育センター)
	施設長研修会	子ども家庭育み協会 (県補助)
	主任保育士研修会	
訪問支援	初任・初級保育士研修会	
	新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修 10年経験者研修	県教委(教育センター)
訪問支援	計画訪問、要請訪問、巡回訪問	県(子育て応援課)、県教委(鳥取県幼児教育センター)
	幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修 (認定こども園・幼稚園・保育所施設の垣根を越えた相互訪問研修)	県(子育て応援課)、県教委(鳥取県幼児教育センター)

(2) 保育士・幼稚園教諭等の人材確保支援

今後の保育教諭・保育士・幼稚園教諭及び地域型保育事業に従事する者（以下「保育士等」という。）の需給見込みや年度中途における保育士等の有効求人倍率の状況を鑑み、関係機関と連携して人材の確保を図ります。

（参考）本県の保育士の有効求人倍率の状況

（単位：人、倍）

	4月時点			12月時点		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
有効求職者数	130	149	119	79	110	113
有効求人数	137	230	200	193	382	388
有効求人倍率	1.05	1.54	1.68	2.44	3.47	3.43

ア 教育・保育及び地域型保育を行う者の見込み数

保育士等の今後の必要見込み従事者数は以下のとおりです。

（単位：人）

	区分	H27	H28	H29	H30	H31
必要従事者数	合計	2,497	2,514	2,494	2,593	2,437
	保育教諭	370	371	369	354	450
	保育士	2,026	2,044	2,025	2,154	1,900
	幼稚園教諭	101	99	100	85	87
（参考）これまでの実態に応じた必要従事者数	合計	3,576	3,601	3,570	3,591	3,554
	保育教諭	525	527	523	503	641
	保育士	2,893	2,919	2,890	2,957	2,778
	幼稚園教諭	158	155	157	131	135

【見込数の推計方法及び考え方】

- 厚生労働省が平成26年6月に示した全国統一の「保育士見込数算出のためのワークシート」を活用し、利用児童の量の見込みに基づき推計を実施。
- 従事者は、常勤換算で算出。

（考え方）

区分	算出方法
必要従事者数	「最低配置基準+県独自加配（低年齢児加配）」に対応するために必要な数
これまでの実態に応じた必要従事者数	国が統計調査を基に、最低配置基準を上回る配置がどの程度行われているかを示す倍率を都道府県ごとに算定し、当該倍率を最低配置基準に乗じて算出。

イ 人材確保施策の内容

上記アの今後の見込数に対応した保育士等の人材確保を促進するため、以下の取組を行っていきます。

○保育士の待遇改善をはじめとする勤務条件の向上支援

- 施設型給付費における待遇改善等加算の実施
- 研修や産休等における代替職員の確保支援

○市町村及び県内養成機関等との連携

- ・保育教諭資格取得支援研修の実施（鳥取短期大学）
- ・保育士以外の保育従事者を対象とした研修の実施（鳥取短期大学）
- ・市町村が行う家庭的保育者等養成研修の実施支援

○就職促進・資格取得のための支援

- ・就職準備金等貸付をはじめとする就職支援や相談支援による潜在保育士の就職促進（鳥取県保育士・保育所支援センター）
- ・保育士養成施設に在籍する学生の県内就職促進（鳥取県保育士・保育所支援センター、鳥取短期大学）
- ・保育士等修学資金制度による保育士等の就職促進
- ・保育教諭の促進について、特例制度に係る制度の周知と資格の取得支援

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があります。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要です。

ア 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制強化及び専門性の向上が重要です。具体的には、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の配置並びに法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

また、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、個別対応できる居室の確保等の環境整備が必要です。

〈一時保護所の環境整備〉

H25 米子児童相談所一時保護所増築 定員6⇒8名（2部屋→6部屋）

H26 倉吉児童相談所一時保護所増築 定員6⇒6名（1部屋→3部屋）

イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、児童相談所は、市町村を始め、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターなどの他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びに婦人相談所その他の関係機関との連携を強化します。

また、対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）における児童相談所の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

ウ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

妊娠、子育てに悩みを抱える妊婦等に対する相談体制を整備するとともに、必要に応じて里親制度等の紹介を行います。

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

(2) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図ることが必要です。また、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先とともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。その上で、以下の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指します。

なお、平成28年度の児童福祉法の改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、里親等による養育を推進することが明確にされました。この理念を具体化するためのビジョンとして、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が公表されています。今後は、この新しいビジョンに明記されている内容も踏まえ、適宜、目標設定を修正しながら対応を行います。

ア 家庭的養護の推進

(ア) 里親委託等の推進

県は、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進します。里親支援については、児童相談所と里親支援機関が協働して、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。

また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、里親が事業者となる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進します。

(イ) 施設の小規模化及び地域分散化の推進

県は、県推進計画（児童養護施設の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画）を、家庭的養護推進計画（県内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画）と整合的なものとなるよう調整して作成し、この計画に沿って、家庭的養護の推進や職員の質の向上を図り、社会的養護体制の充実を実現します。

イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要であり、特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには児童心理治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援がそれぞれ必要です。

県は、施設職員の基幹的職員研修等への参加費助成など、職員の専門的支援技術向上のための取組を行います。

ウ 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していくよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があります、そのための体制整備を行います。他方、自立生活能力がないまま施設退所等をすることとならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に行い、さらに20歳を超えても継続的な支援が必要な者に対しては、社会的養護等自立支援事業を活用します。

また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームをはじめ、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備します。

工 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要です。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用します。

さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実を図ります。

オ 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。

また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、対応要領を定め、予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じて対応要領や体制を見直します。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求めます。

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国的基本方針及びこれに則して県が策定する「ひとり親家庭等自立促進計画」の定めるところにより、子育て・生活支援の充実、就業支援の推進、養育費の確保及び経済的支援の充実を四本柱として、総合的な自立支援を推進します。

ア 子育て・生活支援の充実策

ひとり親家庭が安心して、子育てを行なながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育・子育て支援サービスの提供、放課後児童クラブの充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居など生活面への支援を行います。

また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

イ 就業支援の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図ります。

ウ 養育費の確保

養育費については、ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、国の養育費・面会交流相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の取得促進に関する啓発や相談支援を行います。

面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることから、養育費相談とは異なる専門性が必要です。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決めや実施が適切になれるよう、関係機関等と連携して啓発や相談支援を実施するとともに、相談にあたる母子・父子支援員の資質向上を図ります。

工 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子及び父子福祉資金の適切な貸付けや医療費の助成等を行い、ひとり親家庭の生活の安定と向上及び自立を図ります。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、重度の障がいがあっても住み慣れた地域で安心・安全に生活できる支援体制の整備や教育支援体制の充実を図る等の総合的な取組を進めます。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、本体施設の専門機能強化等を進めます。

発達障がいについては、社会的な理解が十分なされていないことから、適切な情報の周知を図るとともに、育てにくさに悩んでいる保護者への支援を強化し、保護者が安心して子育てや相談できる体制を推進します。また、特別支援学校については、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する子どもへの教育や指導に加えて、幼稚園、小中学校等の教員の資質向上策への支援及び協力、地域の保護者等への相談支援並びに幼稚園、小中学校等における障がいのある子どもへの教育的支援を行います。

○地域生活を支える体制の整備

- ・障がいがあっても地域で生活するために必要な障害福祉サービス事業所等の確保や充実を図り、誰もが安心して地域で子育てできる環境を整えます。
- ・障がい児については、市町村と連携した保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等における受入体制の充実や私立幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。
また、医療的ケアが必要な児童の受入体制についても、市町村と連携し充実を図ります。
- ・医療的ケアが必要な重度障がい児の場合は医療との連携が不可欠なので、医師や看護師など医療人材の育成・確保や医療型ショートステイ、訪問看護など医療サービスの充実に努めます。
- ・障害福祉サービス事業所等の看護師や児童指導員等の直接支援者であるマンパワーの量的・質的な充実に努めます。
- ・在宅の重症心身障がい児等及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図ります。

○発達障がい支援体制の充実

- ・発達障がい児者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図ります。
- ・発達障がい児者及びその家族への情報提供（医療、福祉、教育等）並びに県民への発達障がいに対する理解啓発を推進します。
- ・ライフステージに合わせ、育てにくさに悩んでいる保護者が安心して子育てや相談できる体制を推進するため、相談機会の確保やペアレントトレーニングの普及、相談・支援が適切にできる人材の育成等に努めます。

○特別支援教育の充実

- ・障がいのある児童生徒に適切な教育を行うため、特別支援教育に携わる教員の専門性向上を図るための研修派遣や免許法認定講習会等を実施し、障がいのある児童、生徒への全般的な支援を充実します。
- ・LD（学習障がい）等のために特別な教育的支援や配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき策定した「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に沿って、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう関係機関が連携し、子どもの貧困対策を推進します。

6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子育て支援については、労働者の職業生活と家庭生活との両立が求められることから、そのために必要な雇用環境の整備に関する施策及び関係機関との連携の取組を進めます。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

- とっとり働き方改革支援センターを設置し、事業主からの働き方改革に関する相談にワンストップで応じるほか、内容に応じて専門家を派遣し、職場環境改善を支援します。また、業界団体等と連携して業種別のモデルプランの検討・取組の支援を強化します。
- 労働者の多様な事情に対応するため、労働時間の見直し等業務の改善や育児休業の取得促進及び定着を図った事業主への助成金等の支援をします。
- 社内研修に講師を派遣し、職場環境の改善に向けた取組を支援します。
- 中小企業労働相談所を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用相談に対して助言・情報提供を行います。
- 男女共同参画推進企業認定制度や家庭教育推進協力企業制度を通じて、企業の仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくり及び家庭教育支援となる職場環境づくりの取組を支援します。
- 育児はもちろん介護と仕事を両立できる職場環境づくりを担うリーダー「イクボス・ファミボス」の取組を推進します。
- 仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、企業、行政が連携し、定時退社等に一斉に取り組む日「とっとり育児の日」「イクボスの日」を毎月設定すること等全県的に呼びかけることなどにより仕事と生活の調和の推進を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

- 保育所の新設、修理、整備等を実施する事業者に助成する市町村に対して補助を行うことにより、子どもを安心して育てることができる体制づくりを支援します。
- 多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るために、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置を促進します。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費等を市町村に助成することにより、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を支援します。
- 休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育等を実施する市町村に助成することにより、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを支援します。

7 教育・保育情報の公表

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表します。

8 子育て支援等に関する施策の着実な推進

県は、本計画に定めるもののほか、子育て王国とっとり条例に基づき策定した子育て王国とっとり推進指針により、次に掲げるような子育て支援等に関する施策を着実に推進します。

- ・結婚を望む方への出会いから結婚までの支援
- ・子どもの医療費助成の高校生までの対象拡大
- ・安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援
- ・社会全体で子育てを支える取組の推進
- ・学力の向上、基礎学力の定着等に向けた授業改革の推進、家庭との連携推進など

別表1 教育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期

平成27年度

(単位:人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		985	665	1,650
	確保の 内 容	教育・保育施設			913
		確認を受けない 幼稚園			1,645
		計②			2,558
	差引②-①				908
中部	量の見込み①		194	288	482
	確保の 内 容	教育・保育施設			505
		確認を受けない 幼稚園			0
		計②			505
	差引②-①				23
西部	量の見込み①		1,277	794	2,071
	確保の 内 容	教育・保育施設			408
		確認を受けない 幼稚園			2,397
		計②			2,805
	差引②-①				734

平成28年度

(単位:人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		981	659	1,640
	確保の 内 容	教育・保育施設			917
		確認を受けない 幼稚園			1,645
		計②			2,562
	差引②-①				922
中部	量の見込み①		188	269	457
	確保の 内 容	教育・保育施設			481
		確認を受けない 幼稚園			0
		計②			481
	差引②-①				24
西部	量の見込み①		1,245	775	2,020
	確保の 内 容	教育・保育施設			410
		確認を受けない 幼稚園			2,395
		計②			2,805
	差引②-①				785

平成29年度

(単位:人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		984	665	1,649
	確保の内 容	教育・保育施設			911
		確認を受けない幼稚園			1,645
		計②			2,556
	差引②-①				907
中部	量の見込み①		180	253	433
	確保の内 容	教育・保育施設			461
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			461
	差引②-①				28
西部	量の見込み①		1,270	796	2,066
	確保の内 容	教育・保育施設			418
		確認を受けない幼稚園			2,382
		計②			2,800
	差引②-①				734

平成30年度

(単位:人)

区域	区分		1号認定
東部	量の見込み①		1,625
	確保の内 容	教育・保育施設	805
		確認を受けない幼稚園	820
		計②	1,625
	差引②-①		0
中部	量の見込み①		258
	確保の内 容	教育・保育施設	265
		確認を受けない幼稚園	0
		計②	265
	差引②-①		7
西部	量の見込み①		1,083
	確保の内 容	教育・保育施設	538
		確認を受けない幼稚園	1,299
		計②	1,837
	差引②-①		754

(単位：人)

区 域	区 分		1号認定
東部	量の見込み①		1,616
	確保の 内 容	教育・保育施設	801
		確認を受けない幼稚園	817
		計②	1,618
	差引②-①		2
中部	量の見込み①		258
	確保の 内 容	教育・保育施設	265
		確認を受けない幼稚園	0
		計②	265
	差引②-①		7
西部	量の見込み①		1,088
	確保の 内 容	教育・保育施設	543
		確認を受けない幼稚園	1,299
		計②	1,842
	差引②-①		754

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかについては、個別には不明であるため、確保の内容は、合計のみ記載。

別表2 保育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期

平成27年度

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①	3,125	2,082	731	5,938
	確保の内 容 教育・保育施設	3,257	1,804	557	5,618
	地域型保育事業		30	7	37
	届出保育施設	18	56	7	81
	計②	3,275	1,890	571	5,736
	差引②-①	150	▲192	▲160	▲202
米子市	量の見込み①	2,149	1,723	510	4,382
	確保の内 容 教育・保育施設	2,430	1,424	354	4,208
	地域型保育事業		62	14	76
	届出保育施設	107	111	52	270
	計②	2,537	1,597	420	4,554
	差引②-①	388	▲126	▲90	172
倉吉市	量の見込み①	978	569	197	1,744
	確保の内 容 教育・保育施設	964	544	191	1,699
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	14	25	6	45
	計②	978	569	197	1,744
	差引②-①	0	0	0	0
境港市	量の見込み①	641	352	88	1,081
	確保の内 容 教育・保育施設	650	349	90	1,089
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	20	0	20
	計②	650	369	90	1,109
	差引②-①	9	17	2	28
岩美町	量の見込み①	243	107	27	377
	確保の内 容 教育・保育施設	243	107	27	377
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	243	107	27	377
	差引②-①	0	0	0	0
若桜町	量の見込み①	23	13	3	39
	確保の内 容 教育・保育施設	36	16	3	55
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	36	16	3	55
	差引②-①	13	3	0	16
智頭町	量の見込み①	116	57	16	189
	確保の内 容 教育・保育施設	116	56	15	187
	地域型保育事業		1	1	2
	届出保育施設	16	0	0	16
	計②	132	57	16	205
	差引②-①	16	0	0	16

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①	386	202	47	635
	確保の内 容 教育・保育施設	386	202	47	635
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	386	202	47	635
	差引②-①	0	0	0	0
三朝町	量の見込み①	126	74	19	219
	確保の内 容 教育・保育施設	126	74	19	219
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	126	74	19	219
	差引②-①	0	0	0	0
湯梨浜町	量の見込み①	370	234	85	689
	確保の内 容 教育・保育施設	370	234	77	681
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	370	234	77	681
	差引②-①	0	0	▲8	▲8
琴浦町	量の見込み①	301	161	80	542
	確保の内 容 教育・保育施設	327	230	90	647
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	327	230	90	647
	差引②-①	26	69	10	105
北栄町	量の見込み①	365	185	40	590
	確保の内 容 教育・保育施設	393	194	68	655
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	393	194	68	655
	差引②-①	28	9	28	65
日吉津村	量の見込み①	87	58	16	161
	確保の内 容 教育・保育施設	87	34	10	131
	地域型保育事業		24	6	30
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	87	58	16	161
	差引②-①	0	0	0	0
大山町	量の見込み①	310	144	35	489
	確保の内 容 教育・保育施設	307	144	35	486
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	3	0	0	3
	計②	310	144	35	489
	差引②-①	0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①	228	116	32	376
	確保の内 容	教育・保育施設	226	118	381
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	2	0	2
	計②	228	118	37	383
	差引②-①	0	2	5	7
伯耆町	量の見込み①	215	121	31	367
	確保の内 容	教育・保育施設	215	121	367
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
	計②	215	121	31	367
	差引②-①	0	0	0	0
日南町	量の見込み①	56	47	0	103
	確保の内 容	教育・保育施設	70	70	140
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
	計②	70	70	0	140
	差引②-①	14	23	0	37
日野町	量の見込み①	40	17	4	61
	確保の内 容	教育・保育施設	40	17	61
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
	計②	40	17	4	61
	差引②-①	0	0	0	0
江府町	量の見込み①	39	15	4	58
	確保の内 容	教育・保育施設	42	15	61
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
	計②	42	15	4	61
	差引②-①	3	0	0	3

平成28年度

(単位:人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①	3,146	2,187	730	6,063
	確保の内 容	教育・保育施設	3,267	1,809	562
		地域型保育事業		43	13
		届出保育施設	18	56	7
		計②	3,285	1,908	582
		差引②-①	139	▲279	▲148
米子市	量の見込み①	2,088	1,799	502	4,389
	確保の内 容	教育・保育施設	2,429	1,470	389
		地域型保育事業		75	20
		届出保育施設	107	111	52
		計②	2,536	1,656	461
		差引②-①	448	▲143	▲41
倉吉市	量の見込み①	975	559	192	1,726
	確保の内 容	教育・保育施設	961	534	186
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	14	25	6
		計②	975	559	192
		差引②-①	0	0	0
境港市	量の見込み①	642	349	87	1,078
	確保の内 容	教育・保育施設	650	349	90
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	20	0
		計②	650	369	90
		差引②-①	8	20	31
岩美町	量の見込み①	233	108	27	368
	確保の内 容	教育・保育施設	233	108	27
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	233	108	27
		差引②-①	0	0	0
若桜町	量の見込み①	25	13	3	41
	確保の内 容	教育・保育施設	36	16	3
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	36	16	3
		差引②-①	11	3	14
智頭町	量の見込み①	118	52	17	187
	確保の内 容	教育・保育施設	118	52	15
		地域型保育事業		0	2
		届出保育施設	16	0	0
		計②	134	52	17
		差引②-①	16	0	16

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①	363	201	46	610
	確保の内 容	363	201	46	610
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	363	201	46	610
	差引②-①	0	0	0	0
三朝町	量の見込み①	111	81	19	211
	確保の内 容	119	81	19	219
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	119	81	19	219
	差引②-①	8	0	0	8
湯梨浜町	量の見込み①	357	240	85	682
	確保の内 容	357	240	77	674
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	357	240	77	674
	差引②-①	0	0	▲8	8
琴浦町	量の見込み①	277	153	80	510
	確保の内 容	337	230	90	657
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	337	230	90	657
	差引②-①	60	77	10	147
北栄町	量の見込み①	356	185	40	581
	確保の内 容	393	194	68	655
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	393	194	68	655
	差引②-①	37	9	28	74
日吉津村	量の見込み①	88	61	15	164
	確保の内 容	88	37	9	134
	地域型保育事業		24	6	30
	届出保育施設	0	0	0	0
	計②	88	61	15	164
	差引②-①	0	0	0	0
大山町	量の見込み①	293	140	43	476
	確保の内 容	293	140	43	476
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設	3	0	0	3
	計②	296	140	43	479
	差引②-①	3	140	0	3

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①	225	110	32	367
	確保の内 容	教育・保育施設	226	118	381
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	226	118	381
		差引②-①	1	8	14
伯耆町	量の見込み①	198	128	29	355
	確保の内 容	教育・保育施設	198	128	355
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	198	128	355
		差引②-①	0	0	0
日南町	量の見込み①	52	49	0	101
	確保の内 容	教育・保育施設	70	70	140
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	70	70	140
		差引②-①	18	21	39
日野町	量の見込み①	34	18	4	56
	確保の内 容	教育・保育施設	34	18	56
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	34	18	56
		差引②-①	0	0	0
江府町	量の見込み①	37	15	3	55
	確保の内 容	教育・保育施設	42	15	62
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	42	15	62
		差引②-①	5	0	7

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①	3,168	2,174	729	6,071
	確保の内 容	教育・保育施設	3,507	2,004	6,117
		地域型保育事業		56	75
		届出保育施設	18	56	81
		計②	3,525	2,116	6,273
	差引②-①	357	▲58	▲97	202
米子市	量の見込み①	2,149	1,766	483	4,398
	確保の内 容	教育・保育施設	2,447	1,580	4,438
		地域型保育事業		75	95
		届出保育施設	107	111	270
		計②	2,554	1,766	4,803
	差引②-①	405	0	0	405
倉吉市	量の見込み①	972	549	187	1,708
	確保の内 容	教育・保育施設	958	524	1,663
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	14	25	45
		計②	972	549	1,708
	差引②-①	0	0	0	0
境港市	量の見込み①	633	357	86	1,076
	確保の内 容	教育・保育施設	654	349	1,093
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	20	20
		計②	654	369	1,113
	差引②-①	21	12	4	37
岩美町	量の見込み①	211	111	25	347
	確保の内 容	教育・保育施設	211	111	347
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	211	111	347
	差引②-①	0	0	0	0
若桜町	量の見込み①	24	13	3	40
	確保の内 容	教育・保育施設	36	16	55
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	36	16	55
	差引②-①	12	3	0	15
智頭町	量の見込み①	120	51	17	188
	確保の内 容	教育・保育施設	120	51	186
		地域型保育事業		0	2
		届出保育施設	18	0	18
		計②	138	51	206
	差引②-①	18	0	0	18

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①	344	204	44	592
	確保の内 容	教育・保育施設	344	204	592
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	344	204	44
		差引②-①	0	0	0
三朝町	量の見込み①	119	78	19	216
	確保の内 容	教育・保育施設	119	81	219
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	119	81	19
		差引②-①	0	3	0
湯梨浜町	量の見込み①	353	248	85	686
	確保の内 容	教育・保育施設	353	248	678
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	353	248	77
		差引②-①	0	0	▲8
琴浦町	量の見込み①	262	145	80	487
	確保の内 容	教育・保育施設	343	230	663
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	343	230	90
		差引②-①	81	85	10
北栄町	量の見込み①	355	185	40	580
	確保の内 容	教育・保育施設	393	194	655
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	393	194	68
		差引②-①	38	9	28
日吉津村	量の見込み①	103	60	15	178
	確保の内 容	教育・保育施設	103	31	143
		地域型保育事業		24	30
		届出保育施設	0	0	0
		計②	103	55	15
		差引②-①	0	▲5	0
大山町	量の見込み①	292	125	40	457
	確保の内 容	教育・保育施設	292	125	457
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	3	0	3
		計②	295	125	40
		差引②-①	3	0	3

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①	225	112	32	369
	確保の内 容	教育・保育施設	226	118	381
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	226	118	381
		差引②-①	1	6	12
伯耆町	量の見込み①	191	122	28	341
	確保の内 容	教育・保育施設	191	122	341
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	191	122	341
		差引②-①	0	0	0
日南町	量の見込み①	58	47	0	105
	確保の内 容	教育・保育施設	70	70	140
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	70	70	140
		差引②-①	12	23	35
日野町	量の見込み①	38	14	4	56
	確保の内 容	教育・保育施設	38	14	56
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	38	14	56
		差引②-①	0	0	0
江府町	量の見込み①	38	20	4	62
	確保の内 容	教育・保育施設	42	20	67
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設	0	0	0
		計②	42	20	67
		差引②-①	4	0	5

平成30年度

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①	3,336	2,227	817	6,380
	確保の内 容 教育・保育施設	3,304	2,044	757	6,105
	地域型保育事業		183	60	243
	届出保育施設等	32	0	0	32
	計②	3,336	2,227	817	6,380
	差引②-①	0	0	0	0
米子市	量の見込み①	3,003	1,776	454	5,233
	確保の内 容 教育・保育施設	2,496	1,471	351	4,318
	地域型保育事業		241	94	335
	届出保育施設等	785	0	0	785
	計②	3,281	1,712	445	5,438
	差引②-①	278	▲64	▲9	205
倉吉市	量の見込み①	1,009	579	203	1,791
	確保の内 容 教育・保育施設	1,182	636	211	2,029
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	1,182	636	211	2,029
	差引②-①	173	57	8	238
境港市	量の見込み①	615	398	95	1,108
	確保の内 容 教育・保育施設	679	368	88	1,135
	地域型保育事業		26	12	38
	届出保育施設等	0	20	0	20
	計②	679	414	100	1,193
	差引②-①	64	16	5	85
岩美町	量の見込み①	212	107	24	343
	確保の内 容 教育・保育施設	212	107	24	343
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	212	107	24	343
	差引②-①	0	0	0	0
若桜町	量の見込み①	25	13	3	41
	確保の内 容 教育・保育施設	36	16	3	55
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	36	16	3	55
	差引②-①	11	3	0	14
智頭町	量の見込み①	130	65	10	205
	確保の内 容 教育・保育施設	130	62	10	202
	地域型保育事業		3	0	3
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	130	65	10	205
	差引②-①	0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①	347	197	43	587
	確保の内 容 教育・保育施設	347	197	43	587
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	347	197	43	587
	差引②-①	0	0	0	0
三朝町	量の見込み①	125	91	19	235
	確保の内 容 教育・保育施設	125	91	19	235
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	125	91	19	235
	差引②-①	0	0	0	0
湯梨浜町	量の見込み①	410	224	82	716
	確保の内 容 教育・保育施設	410	224	82	716
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	410	224	82	716
	差引②-①	0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①	393	211	55	659
	確保の内 容 教育・保育施設	400	224	60	684
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	400	224	60	684
	差引②-①	7	13	5	25
北栄町	量の見込み①	351	185	60	596
	確保の内 容 教育・保育施設	393	194	60	647
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	393	194	60	647
	差引②-①	42	9	0	51
日吉津村	量の見込み①	96	53	15	164
	確保の内 容 教育・保育施設	96	29	5	130
	地域型保育事業		24	10	34
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	96	53	15	164
	差引②-①	0	0	0	0
大山町	量の見込み①	281	143	50	474
	確保の内 容 教育・保育施設	310	160	53	523
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	310	160	53	523
	差引②-①	29	17	3	49

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①	218	112	33	363
	確保の内 容	教育・保育施設	226	118	381
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	226	118	381
	差引②-①	8	6	4	18
伯耆町	量の見込み①	242	113	27	382
	確保の内 容	教育・保育施設	242	108	371
		地域型保育事業		5	11
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	242	113	382
	差引②-①	0	0	0	0
日南町	量の見込み①	58	47	0	105
	確保の内 容	教育・保育施設	58	47	105
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	58	47	105
	差引②-①	0	0	0	0
日野町	量の見込み①	39	19	4	62
	確保の内 容	教育・保育施設	39	19	62
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	39	19	62
	差引②-①	0	0	0	0
江府町	量の見込み①	46	23	6	75
	確保の内 容	教育・保育施設	46	23	75
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	46	23	75
	差引②-①	0	0	0	0

平成31年度

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①	3,326	2,237	813	6,376
	確保の内 容 教育・保育施設	3,294	2,054	753	6,101
	地域型保育事業		183	60	243
	届出保育施設等	32	0	0	32
	計②	3,326	2,237	813	6,376
	差引②-①	0	0	0	0
米子市	量の見込み①	3,023	1,712	455	5,190
	確保の内 容 教育・保育施設	2,511	1,506	361	4,378
	地域型保育事業		241	94	335
	届出保育施設等	785	0	0	785
	計②	3,296	1,747	455	5,498
	差引②-①	273	35	0	308
倉吉市	量の見込み①	1,009	579	203	1,791
	確保の内 容 教育・保育施設	1,182	636	211	2,029
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	1,182	636	211	2,029
	差引②-①	173	57	8	238
境港市	量の見込み①	614	410	94	1,118
	確保の内 容 教育・保育施設	697	368	88	1,153
	地域型保育事業		26	12	38
	届出保育施設等	0	20	0	20
	計②	697	414	100	1,211
	差引②-①	83	4	6	93
岩美町	量の見込み①	212	103	24	339
	確保の内 容 教育・保育施設	212	103	24	339
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	212	103	24	339
	差引②-①	0	0	0	0
若桜町	量の見込み①	25	13	3	41
	確保の内 容 教育・保育施設	36	16	3	55
	地域型保育事業		0	0	0
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	36	16	3	55
	差引②-①	11	3	0	14
智頭町	量の見込み①	130	65	10	205
	確保の内 容 教育・保育施設	130	62	10	202
	地域型保育事業		3	0	3
	届出保育施設等	0	0	0	0
	計②	130	65	10	205
	差引②-①	0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①	342	190	39	571
	確保の内 容	教育・保育施設	342	190	39
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	342	190	39
	差引②-①	0	0	0	0
三朝町	量の見込み①	125	91	19	235
	確保の内 容	教育・保育施設	125	91	19
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	125	91	19
	差引②-①	0	0	0	0
湯梨浜町	量の見込み①	406	236	73	715
	確保の内 容	教育・保育施設	406	236	73
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	406	236	73
	差引②-①	0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①	358	220	55	633
	確保の内 容	教育・保育施設	400	224	60
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	400	224	60
	差引②-①	42	4	5	51
北栄町	量の見込み①	351	185	60	596
	確保の内 容	教育・保育施設	393	194	60
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	393	194	60
	差引②-①	42	9	0	51
日吉津村	量の見込み①	100	53	15	168
	確保の内 容	教育・保育施設	100	29	5
		地域型保育事業		24	10
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	100	53	15
	差引②-①	0	0	0	0
大山町	量の見込み①	286	140	50	476
	確保の内 容	教育・保育施設	310	160	53
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
		計②	310	160	53
	差引②-①	24	20	3	47

(単位：人)

市町村名	区分	2号認定	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①	211	112	33	356
	確保の内 容	教育・保育施設	226	118	381
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
	計②	226	118	37	381
	差引②-①	15	6	4	25
伯耆町	量の見込み①	243	113	27	383
	確保の内 容	教育・保育施設	243	108	372
		地域型保育事業		5	11
		届出保育施設等	0	0	0
	計②	243	113	27	383
	差引②-①	0	0	0	0
日南町	量の見込み①	51	45	0	96
	確保の内 容	教育・保育施設	51	45	96
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
	計②	51	45	0	96
	差引②-①	0	0	0	0
日野町	量の見込み①	39	19	4	62
	確保の内 容	教育・保育施設	39	19	62
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
	計②	39	19	4	62
	差引②-①	0	0	0	0
江府町	量の見込み①	43	22	6	71
	確保の内 容	教育・保育施設	43	22	71
		地域型保育事業		0	0
		届出保育施設等	0	0	0
	計②	43	22	6	71
	差引②-①	0	0	0	0

別表3 認定こども園の目標設置数及び設置時期

(単位:箇所)

区域	類型	平成26年度施設数 (4月1日現在)	平成29年度施設数 (4月1日現在)	平成31年度末 施設数
東部	幼保連携型	6	6	9
	幼稚園型	0	0	3
	保育所型	0	1	1
	地方裁量型	0	0	0
	合計	6	7	13
中部	幼保連携型	4	14	15
	幼稚園型	0	0	0
	保育所型	5	6	6
	地方裁量型	0	0	0
	合計	9	20	21
西部	幼保連携型	1	6	11
	幼稚園型	1	0	2
	保育所型	0	1	3
	地方裁量型	0	0	0
	合計	2	7	16

資料1

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の策定経過

月日	事 項	内 容
平成 26 年 8月 12 日	平成 26 年度 第2回子育て王国とつとり会議	・計画内容の方針及び今後のスケジュールについて承認
平成 27 年 2月 9 日	平成 26 年度 第4回子育て王国とつとり会議	・計画案の検討
平成 27 年 2月 24 日	県議会常任委員会	・計画案について概要報告
平成 27 年 2月 20 日 ～3月 6 日	パブリックコメント	
平成 27 年 3月 20 日	平成 26 年度 第5回子育て王国とつとり会議	・パブリックコメント等の意見を踏まえた計画修正案の検討
平成 27 年 4月 23 日	平成 27 年度 第1回子育て王国とつとり会議	・最終案の検討

(中間見直し)

月日	事 項	内 容
平成 29 年 8月 29 日	平成 29 年度 第2回子育て王国とつとり会議	・計画見直しの方針及び今後のスケジュールについて報告
平成 29 年 9月 15 日	県議会常任委員会	・計画見直しの方針及び今後のスケジュールについて報告
平成 29 年 11月 24 日	平成 29 年度 第3回子育て王国とつとり会議	・計画の改訂素案提示
平成 29 年 12月 1 日	県議会常任委員会	・計画の改訂素案について報告
平成 29 年 12月 20 日～ 平成 30 年 1月 12 日	パブリックコメント	
平成 30 年 3月 23 日	平成 29 年度 第4回子育て王国とつとり会議	・パブリックコメント等の意見を踏まえた最終改訂案の提示

資料2 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に参画した委員名簿（平成27年4月1日時点）

分 野	職 名 等	氏 名	備 考
学識経験者	鳥取大学地域学部地域教育学科教授	塩野谷 齊	
	前鳥取短期大学附属幼稚園・附属保育園長	中嶋 邦彦	平成27年3月まで
公募	児童厚生員	宮前 直美	
	保育センタークローバーキッズ代表	森井 由美子	
子育て中の人	幼児期	認定こども園わかさこども園保護者会副会長	山根 典明
		鳥取市保育園後援会連合会長	藤原 敬司
	小中学校期	鳥取県PTA協議会理事 鳥取市立城北小学校PTA会長	吉澤 春樹
他県からの移住者	大阪→青谷	カフェ&ペンション「デルマー」経営	島内 武文
	東京→佐治	金田ありのみ農園経営	金田 透
将来子育てを行う人	学生	鳥取環境大学経営学部 4年生	別所 絵梨
地域で子育てを支援している人	東部	ゆうゆうとっこり子育てネットワーク副代表	塚田 比佳里
	西部	NPO法人えがおサポート Leaf & CHUC HU代表理事	藤澤 幸恵
児童福祉	保育所	社会福祉法人赤崎保育園園長	福田 泰雅
	母子生活支援施設	鳥取県母子生活支援施設協議会会長 社会福祉法人倉吉東福祉会 倉明園施設長	大塩 孝江
	認定こども園	学校法人かいけ幼稚園 認定こども園かいけ心正こども園園長	賴田 知子
保健・医療	医師（小児科）	谷本こどもクリニック副院長	谷本 弘子
	保健師	琴浦町健康対策課保健師	村田 真由美
教育	幼稚園	学校法人愛真幼稚園 愛真幼稚園長	伊達 季代子
	家庭教育	家庭教育アドバイザー	佐伯 陽子
産業		株式会社日本海自動車学校総務課長	山本 友子
		鳥取県商工会青年部連合会長	高井 清貴
労働		社会保険労務士	前村 幸子
市町村	市	鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局次長	木村 義彦
	町村	若桜町ふるさと創生課長	矢部 康樹